



# 訪問看護医療 DX 推進体制および情報活用について

当ステーションでは、訪問看護医療 DX 推進体制構築について、以下の通り対応を行っております。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有しています。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。
4. 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けやポスター掲示を行っています。
6. 訪問看護医療 DX 推進体制に関する事項や十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことについて、当ステーションの見やすい場所・ウェブサイト等に掲示しています。



マイナンバー

**利用申込受付中!**

**マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!**

申込方法は特設ページでも確認できます!

※健康保険・療養費に関する取扱いが異なります。特設ページを参照してください。申請については、ステーションスタッフが対応します。

[https://www.gyakuho.go.jp/html/notice/for/01nc\\_top.html](https://www.gyakuho.go.jp/html/notice/for/01nc_top.html)

どうやって使うの? スッと置いてピッと認証!

**医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!**

カードの顔写真を機で認識します。※顔写真は機内に保存されません。

**どんないことがあるの?**

**より良い医療が可能に!**  
本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定診療情報や今までに比べて最新の情報が医師と共有できる!

**自身の健康管理に役立つ!**  
マイナンバーで自身の特定診療情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!

**オンラインで医療費控除がより簡単に!**  
マイナンバーを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!

カードリーダーのある医療機関等でマイナンバーを提示したとき、顔認証がなくなる! さらに、医療時にも利用可能!

手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!  
限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!

健康保険証としてずっと使える!  
就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、にっかつの「電子証明」を使うため、医療機関や薬局の受付時にマイナンバー（12桁の数字）を提示する必要があります。また、この場合の顔認証がマイナンバーカードに紐付けしてはなりません。医療費の通知機能が利用できなくなるわけではありません。

**とっても簡単! マイナンバーカード** 訪問看護版

- 1 同意の確認**  
診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。
- 2 本人確認**  
4ケタの暗証番号を入力してください。
- 3 資格確認**  
マイナンバーカードを読み取らせてください。
- 4 確認完了**  
カードをご利用ください。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 | ASEP 株式会社 | JYBP 株式会社 | 日本看護協会 | 日本医師会 | 全国訪問看護指導委員会